

第 1 章 総 則

(大学院の目的)

第1条 本大学院は、教育基本法並びに学校教育法に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。

(課程及び修業年限)

第2条 本大学院の課程は、博士課程とする。

2 博士課程の標準修業年限は、5年とする。

3 博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）と後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）とに区分する。前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱う。

(課程の目的)

第3条 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力を養うこととする。

第4条 博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこととする。

(自己点検・評価、認証評価)

第4条の2 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、文部科学大臣の定めるところにより、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 点検及び評価に関する規則は、別に定める。

3 本大学院は、第1項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

(情報公開)

第4条の3 本大学院は、教育研究活動等の状況について、適切な体制を整えたうえで、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって、公表するものとする。

(研究科、専攻、収容定員及び人材養成目的等)

第5条 本大学院に、人文科学研究科及び心理科学研究科を置く。

2 人文科学研究科に置かれる専攻及び学生の定員は、次のとおりとする。

	博士前期課程		博士後期課程	
専 攻	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
日本伝統文化	8名	16名	2名	6名

3 心理科学研究科に置かれる専攻及び学生の定員は、次のとおりとする。

	博士前期課程		博士後期課程	
専 攻	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
心理学	20名	40名	3名	9名

4 人文科学研究科日本伝統文化専攻の人材養成目的は、次のとおりとする。

人文科学研究科日本伝統文化専攻博士前期課程は、日本伝統文化を総合的かつ体系的に究明し、有形文化や無形文化の探究を通して、研究能力を有する高度な専門職業人を養成することを目的とする。

人文科学研究科日本伝統文化専攻博士後期課程は、日本伝統文化を総合的かつ体系的に究明し、有形文化や無形文化の更なる探究を通して、高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する、より高度な専門職業人の養成や学際的視野に立つ研究者を養成することを目的とする。

5 心理科学研究科心理学専攻の人材養成目的は、次のとおりとする。

心理科学研究科心理学専攻博士前期課程は、心理学の科学的側面と実践的側面を重視した研究能力を養い、科学的アプローチ、地域での実践活動、学際研究及び国際交流という4つの方針を軸に研究を推進することで、現代社会における心理社会的な諸問題を解決するための提案や対処のでき

る高度な専門職業人を養成することを目的とする。

心理科学研究科心理科学専攻博士後期課程は、自立して研究活動を行うに必要な心理学の科学的側面と実践的側面を重視した高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養い、科学的アプローチ、地域での実践活動、学際研究及び国際交流という4つの方針を軸に更なる研究を推進することで、現代社会における心理社会的な諸問題を解決するために提案や対処ができるより高度な専門職業人の養成や心理科学の専門的研究者を養成することを目的とする。

第 2 章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第6条 学年、学期及び休業日については、本学学則第20条から第22条までの規定を準用する。

第 3 章 教育方法等

(教育方法等)

第7条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(教育課程の編成方針)

第7条の2 本大学院は、大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するためには必要な授業科目を自ら開設するとともに研究指導計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。

2 教育課程の編成に当たっては、本大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の

基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等（F D))

第7条の3 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るために組織的な研修及び研究（F D）を実施するものとする。

(学識を教授するために必要な能力を培うための機会等)

第7条の4 本大学院は、博士後期課程の学生が修了後自らが有する学識を教授するために必要な能力を培うための機会を設けること又は当該機会に関する情報の提供を行うことに努める。

(授業科目の名称、単位数及び履修方法)

第8条 本大学院の授業科目及び単位数は、別表第1（人文科学研究科博士課程）及び第2（心理科学研究科博士課程）のとおりとする。

2 人文科学研究科博士前期課程に在学する学生は、必要な研究指導を受けるほか、別表第1の定めるところに従い、30単位以上を履修し、その単位を修得しなければならない。

3 心理科学研究科博士前期課程に在学する学生は、必要な研究指導を受けるほか、別表第2の定めるところに従い、40単位以上を履修し、その単位を修得しなければならない。

4 博士後期課程に在学する学生は、必要な研究指導を受けるほか、別表第1又は第2の定めるところに従い、4単位以上を履修し、その単位を修得しなければならない。

5 単位の計算については、本学学則第10条の規定を準用する。

第9条 本大学院に在学する学生（以下、本大学院に在学する学生を総称するときは、単に「学生」という。）には、その専攻分野に応じて、それぞれ指導教員を定める。

2 指導教員は、学位論文等の作成等について学生を指導する。

(シラバスの明示、成績評価基準の明示)

第9条の2 シラバスの明示、成績評価基準の明示については、本学学則第12条の3の規定を準用する。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第10条 本大学院各研究科は、教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学院又は外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、15単位を超えない範囲で本大学院各研究科において修得したものとみなすことができる。

2 博士後期課程に在学する学生が前項の規定により修得した単位は、これを第8条第4項の単位に充当することはできない。

(入学前の既修得単位の認定)

第10条の2 本大学院各研究科が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院博士前期課程に入学する前に、他の大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、15単位を超えない範囲で本大学院各研究科に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(単位の認定制限)

第10条の3 第10条及び第10条の2により修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

第 4 章 課程の修了及び学位の授与

(学位論文の提出等)

第11条 学生は、それぞれの課程の在学期間に学位（修士又は博士）論文を当該所属の研究科長に提出し、最終試験を受けるものとする。

(論文の審査等)

第12条 学位論文の審査及び最終試験は、研究科委員会において指名された2

名以上の教授を含む審査委員会がこれを行う。

- 2 前項の審査に必要があるときは、研究科委員会の議を経て、当該研究科の専任教員又は他の大学院の教授等を審査委員に加えることができる。
- 3 研究科委員会は、審査委員会の報告に基づいて合否を決定する。

(学位論文審査基準の公表)

第12条の2 前項の審査に必要があるときは、研究科委員会の議を経て、当該研究科の専任教員又は他の大学院の教授等を審査委員に加えることができる。

(課程の修了)

第13条 博士前期課程に2年以上在学して、当該所属研究科の定めるところにより、授業科目を人文科学研究科博士前期課程にあっては30単位以上、心理科学研究科博士前期課程にあっては40単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することをもって、博士前期課程を修了したものとする。ただし、在学期間に關しては、優れた業績を挙げた者については、研究科委員会が認めた場合に限り、博士前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

第13条の2 第10条の規定により、本大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本大学院の博士前期課程の教育課程の一部を履修したと認めることは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、博士前期課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

第14条 博士後期課程に3年以上在学して、当該所属研究科の定めるところにより、その課程の授業科目を4単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受

けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することをもって、博士後期課程を修了したものとする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を挙げた者については、研究科委員会が認めた場合に限り、大学院に3年(博士前期課程又は修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第15条 第13条の規定により、人文科学研究科博士前期課程を修了した者には修士(文学)、心理科学研究科博士前期課程を修了した者には修士(心理学)の学位をそれぞれ授与する。

第16条 第14条の規定により、人文科学研究科博士後期課程を修了した者には博士(文学)、心理科学研究科博士後期課程を修了した者には博士(心理学)の学位をそれぞれ授与する。

第16条の2 前条に定めるほか、本大学院の博士後期課程を修了せずに又は同課程を経ずに博士の学位を得ようとする場合でも、本大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、本大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを本大学院研究科委員会が確認した者には、博士の学位を授与する。

2 前項における学力の確認の方法等については、別に定める。

第 5 章 入学、留学、休学及び退学等

(入学資格)

第17条 博士前期課程に入学する資格のある者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) その他本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

第18条 博士後期課程に入学する資格のある者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 本大学院又は他の大学院において修士の学位又は専門学位を取得した者
- (2) 外国の大学において、博士前期課程と同等以上と認められる課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を取得した者
- (3) その他本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

第19条 本大学院に入学を志願する者は、指定の期日までに入学願書に所定の書類及び入学検定料を添えて提出しなければならない。

第20条 博士前期課程の入学志願者に対しては、学力試験及び健康診断を行い、所定の調査書等を総合して入学を許可すべき者を決定する。

第21条 博士後期課程の入学志願者に対しては、修士論文又はそれに準ずる論文を中心とした学力試験を行い、博士前期課程又は修士課程における成績等を総合して入学を許可すべき者を決定する。

第22条 入学試験に合格した者は、指定の期日までに本大学院所定の誓約書、その他入学手続に必要な書類を提出するとともに、入学金を納付しなければならない。ただし、いったん納付した入学金は返付しない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に、入学を許可する。

(入学の時期)

第23条 入学の時期は、学年始めとする。ただし、学長が特別の必要があると認めるときは、後期の始めに入学させることができる。

(在学年限)

第24条 博士前期課程には4年、博士後期課程には6年を超えて在学することはできない。ただし、博士後期課程については、特別の事情があるときは、当該所属の研究科委員会の議を経て、在学年限を1年延長することができる。

2 前項に規定する在学年限に達したときは、学生はその身分を失う。

(二重学籍禁止)

第24条の2 学校教育法に定める他の大学院、大学、短期大学に正規学生、専攻科生、別科生、研究生として在籍する者は、本大学院に正規学生または研究生として入学できない。

2 本大学院に正規学生または研究生として在籍する者は、学校教育法に定める他の大学院、大学、短期大学の正規学生、専攻科生、別科生、研究生として在籍できない。

(留学等)

第25条 留学、休学、復学、退学、再入学、転学及び除籍等については、本学則の規定を準用する。

第6章 学費その他

(学費)

第26条 本大学院において徴収する学費その他は、次のとおりとする。

博士前期課程

入学検定料	35,000円
入 学 金	200,000円
授 業 料 年額	650,000円

博士後期課程

入学検定料	35,000円
入 学 金	200,000円
授 業 料 年額	650,000円

- 2 授業料は、前期・後期の2期に年額を等分して徴収する。
- 3 心理科学研究科の入学者及び在学生は、別に定める実験実習費を納入しなければならない。
- 4 休学者は、休学した学期以降、学費等の納付を免除する。ただし、別に定める休学者在籍料を納付しなければならない。なお、学期の途中で復学した者は、復学の日の属する期の学費等を納付しなければならない。
- 5 再入学を許可された者は、別に定める再入学金を納付しなければならない。
- 6 停学を命ぜられた者は、停学期間中も当該学期の学費等を納付しなければならない。
- 7 本大学院において特に必要であると認めた者は、入学検定料、入学金、授業料の費用を減免することがある。
- 8 いったん納付した学費、その他納付金は、返付しない。
- 9 学費等の納付期日、減免その他については、別に定めるところによる。
(経済的負担の軽減のための措置等に関する情報の明示)

第26条の2 本大学院は、授業料、入学金その他の大学院が徴収する費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るために措置に関する情報を整理し、学生及び入学を志望する者に対して明示するものとする。

第 7 章 科目等履修生、聴講生、 特別聴講学生、研究生、研修生、 交換留学生及び外国人留学生

(科目等履修生等)

第27条 本大学院に科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生、研修生、交換留学生及び外国人留学生(以下「科目等履修生等」という。)の制度を置く。

2 科目等履修生等については、本学学則第51条から第56条の3までの規定を

準用する。

第8章 教員組織

(教員組織)

第28条 本大学院研究科の教員は、本学の教授、准教授、講師及び助教のうちからこれに充てる。

- 2 前条のほか、必要に応じて、客員教授、招聘教員並びに非常勤講師を置くことができる。
- 3 本大学院における授業及び研究指導を担当する教員は、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）に規定する資格に該当する者であり、かつ、「帝塚山大学大学院担当教員資格審査規程」に定める基準に該当する者とする。

第9章 運営組織

(研究科委員会)

第29条 本大学院各研究科に、研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、当該研究科に所属する専任教員をもって組織する。

第30条 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、課程の修了及びその他学生の身分取扱いに関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 学生の学修評価に関する事項
 - (4) 教育課程の編成に関する事項
 - (5) 教員の教育研究業績の審査等に関する事項
- 2 研究科委員会は前項に規定するもののほか、学長又は研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長又は研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(委員会)

第31条 各研究科に、教育課程、予算その他必要な事項に関する委員会を置くことができる。

(研究科長)

第32条 各研究科に研究科長を置く。

- 2 研究科長は、研究科委員会の定めた方針に基づいて、当該研究科の運営に当たる。
- 3 研究科長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。
- 4 研究科長は、必要と認めたとき、研究科の各専攻に専攻主任を置くことができる。
- 5 研究科長に事故あるとき又は欠けたときは、予め研究科長が指名する者が、その職務を代理し、又はその職務を行う。

(学則外事項の処理)

第33条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は、各研究科委員会が定める。

第 10 章 教育職員免許状

(教育職員免許状の取得)

- 第34条** 人文科学研究科日本伝統文化専攻において、教育職員免許状を取得しようとする者は、第14条に規定する要件のほか、必要に応じて教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。
- 2 人文科学研究科日本伝統文化専攻において取得できる免許状の種類及び教科等は、別表1－2に定めるところによる。

第 11 章 学 生 の 賞 罰

(賞罰)

第35条 学生の賞罰については、本学学則第57条から第60条までの規定を準用する。

第12章 学則改廃

(改廃)

第36条 この学則の改廃は、研究科委員会の審議を踏まえ協議会の議を経て学長がこれを行い、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 この学則は、大学院設置の日からこれを施行する。
- 2 第27条第1項の規定にかかわらず本学卒業者にかかる博士前期課程又は修士課程への入学手続者の入学金は100,000円とする。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 第27条第1項の規定にかかわらず、本大学院の博士前期課程を修了して博士後期課程へ進学する者については、博士後期課程入学金を免除する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日からこれを施行する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日からこれを施行する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日からこれを施行する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日からこれを施行する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日からこれを施行する。

附 則

1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。

2 学則27条の一部改正については、平成11年9月24日から適用する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日からこれを施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日からこれを施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日からこれを施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日からこれを施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日からこれを施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日からこれを施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日からこれを施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日からこれを施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日からこれを施行する。

附 則

1 この学則は、平成24年4月1日からこれを施行する。

2 平成24年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。

3 第5条の規定にかかわらず、人文科学研究科臨床社会心理学専攻（修士課程）は在籍学生の修了まで存続させる。

附 則

1 この学則は、平成25年4月1日からこれを施行する。

2 平成25年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成26年4月1日からこれを施行する。

2 平成26年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成27年4月1日からこれを施行する。

2 平成27年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成28年4月1日からこれを施行する。

2 平成28年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成29年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 平成30年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。
- 3 第5条第1項、第2項及び第3項にかかわらず、経済学研究科経済学専攻博士前期課程、経済学研究科経済学専攻博士後期課程、法政策研究科世界経済法制専攻博士前期課程及び法政策研究科世界経済法制専攻博士後期課程は在籍学生の修了まで存続させ、平成30年度及び平成31年度の各研究科・専攻・課程の定員は次のとおりとする。

研究科・専攻・課程	年度		平成30年度		平成31年度	
	入学	収容	入学	収容	入学	収容
経済学研究科経済学専攻博士前期課程	—	10	—	—	—	—
経済学研究科経済学専攻博士後期課程	—	6	—	3	—	—
人文科学研究科日本伝統文化専攻博士前期課程	8	16	8	16	—	—
人文科学研究科日本伝統文化専攻博士後期課程	2	6	2	6	—	—
心理科学研究科心理科学専攻博士前期課程	20	37	20	40	—	—
心理科学研究科心理科学専攻博士後期課程	3	9	3	9	—	—
法政策研究科世界経済法制専攻博士前期課程	—	9	—	—	—	—
法政策研究科世界経済法制専攻博士後期課程	—	6	—	3	—	—

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお

従前の例による。

- 3 第26条第4項の規定にかかわらず、令和2年3月31日までに入学した者の休学者在籍料については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。
- 3 第26条第4項の規定にかかわらず、令和2年3月31日までに入学した者の休学者在籍料については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。